

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和2年9月25日

社会福祉協議会の職員をかたり、 有料で申請を代行するというSNS等での誘いに注意！

内容

市社会福祉協議会の職員を名乗る人から、SNS（会員制交流サイト）で、「生活福祉資金貸付制度利用の申請手続きを2万円で代行する。」と誘われたとの情報が寄せられています。

消費生活センターからのアドバイス

現在、各市町の社会福祉協議会の窓口で新型コロナ対策の生活福祉資金の特例貸付等の受付を行っています。

貸付制度の申請は原則として本人が行うようになっており、社会福祉協議会の職員が有料で申請手続きの代行をすることは絶対にありません。

公的機関を装って個人情報盗み、最終的にお金をだまし取る詐欺が後を絶ちません。不審なメールやSNSでの誘いは相手にせず、不審な電話であればすぐに電話を切ってください。

これからも新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957 52 9999)
平戸市消費生活センター
(0950 22 9122)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります